

レゾナンス・アプリ無料体験モニター基本同意書

本同意書は、以下の条件に基づき、RESONANCE 有限会社（以下「当社」と言います）とモニターとの間で締結されるものとします。

第1条（目的）

当社は、モニターに対し、レゾナンス・アプリ（プロフェッショナル版）の無料体験モニターとして、モニター期間中にアプリを利用する権利を付与し、モニターはその体験に関する定期的なレポートを提出するものとします。

第2条（モニター期間）

モニター期間は、本同意書の締結日から1ヶ月とします。

第3条（モニターの義務）

1. モニターは、当社が指定する Android タブレットを自身で購入するものとします。但し、当社が指定する仕様に準じた端末及びスピーカーを保有する場合はこの限りではありません。
2. モニターは、前項を含め、アプリのダウンロード準備が完了次第、当社の WEB サイトでモニター申し込みを行うものとします。
3. モニターは、モニター期間中に当社のレゾナンス・アプリを定期的に利用し、週に2回（モニター期間に計8回）、セルフィー（自撮り写真）付きレポートを当社に提出するものとします。
4. 前項のレポートの提出日、形式及び内容については、当社の指示に従うものとします。

第4条（割引条件）

モニターが第3条に定める義務を全て満たした場合、無料期間終了後のアプリ利用料金については、別紙に記載の条件に従い割引が適用されます。

第5条（個人情報の取扱い）

当社は、モニターから取得した個人情報を、モニター期間中及びその後も適切に管理し、法令に基づき取り扱うものとします。

第6条（権利の帰属とレポートの公表）

1. モニターは、当社に提出したレポートにかかる著作権その他一切の権利を当社に譲渡するものとします。なお、モニターは当該著作権にかかる著作者人格権、肖像権、その他法令上譲渡することができない権利を行使しないものとします。

2. モニターは、当社に提出したセルフィー（自撮り写真）付きレポートを、当社がインターネットを含むインターネットを含むあらゆる媒体で、匿名で公表することを許諾するものとします。

第7条（同意の解除）

1. モニターが第3条に定める義務を怠った場合、当社は本契約を即時に解除することができるものとします。
2. 同意解除後にモニターがアプリの継続利用を希望する場合は、第4条の定めるモニター割引の対象とはならず、通常料金が適用されます。

第8条（専属的合意管轄裁判所・準拠法）

当社とモニターとの間で本同意等に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。また、準拠法は、日本法とします。

第9条（その他）

1. 本同意書に関する紛争は、誠意をもって協議し、解決するものとします。
2. 本同意書の内容について変更が生じた場合、当社とモニターは事前に書面で合意するものとします。

制定日：2024年6月12日

別紙

割引条件

1. モニターが第3条に定める義務を全て満たした場合、無料期間終了後のアプリ利用料金は以下の割引価格が適用されます。(金額は全て税込表示)

- ・プロフェッショナル版

 - 一括払い：33万円(40%割引)、サブスクリプション：1万円×36回払い

- ・サロン版

 - 一括払：22万円(42.8%割引)、サブスクリプション：1万円×24回払い

2. 割引は、モニター期間終了後の初回請求から適用されます。